

# 医療保険制度における 新型コロナウイルス感染症への対応について

# 医療保険制度における新型コロナウイルス感染症への対応概要

## 1. 保険料の減免、猶予等

### 【被用者保険】（令和2年2月～）

- 令和2年2月1日以後における、一定の期間（1か月以上）において、収入に相当の減少（前年同期比概ね20%以上の減）があった方について、保険料を、無担保かつ延滞金なしで、1年間納付を猶予。

### （令和2年5月保険料～）

- 緊急事態宣言に伴う自粛要請等を契機として、休業に伴い所得が急減する被保険者が相当数生じている等の特別の状況に鑑み、休業があった者について、通常の手続（随時改定）であれば、報酬の低下後4か月目から標準報酬月額・保険料が減額改定される所、特例的に翌月から減額改定できる等の特例を実施。

### 【国民健康保険、後期高齢者医療制度】（令和2年2月～）

- 新型コロナウイルスの影響により収入が減少した被保険者等に対し保険料（税）の減免を実施。
- 保険料（税）の減免を実施した保険者に対し、減免に要する費用の全額の財政支援を実施。【第1次補正予算】

## 2. 傷病手当金の対応

### 【被用者保険】（令和2年1月～）

- 傷病手当金の支給が円滑に行われるよう、「新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関するQ & A」を3月6日付けで発出し、以下について周知。
  - 発熱などの症状があるため自宅療養を行った期間についても、労務に服することが出来なかった期間に該当すること
  - やむを得ず医療機関を受診できなかった場合は、医師の意見書がなくとも、事業主の証明書により、保険者が労務不能と認め、支給することが可能であること

### 【国民健康保険・後期高齢者医療制度】（令和2年1月～）

- 国内の感染拡大防止の観点から、保険者が、被用者のうち新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者に傷病手当金を支給する場合に、国が特例的に特別調整交付金により財政支援を実施。

### 3. 特定健診・特定保健指導等における対応

#### 【緊急事態宣言期間中（令和2年4月8日に以下の内容の通知を発出）】

- 緊急事態宣言の対象地域において、実施を控えること。
- 緊急事態宣言の対象地域外においては、実施の必要性の検討に当たって、基本的対処方針等を踏まえ、十分に留意すること。
- 保険者努力支援制度、後期高齢者支援金の加算・減算制度及び後期高齢者医療制度の保険者インセンティブの取扱いについては、新型コロナウイルス感染症による特定健康診査等の実施率等への影響等を踏まえて、関係者と調整しつつ検討することを予定していること。

#### 【緊急事態宣言解除後（令和2年5月26日に以下の内容の通知を発出）】

- 緊急事態宣言解除後においては、地域における感染の状況や感染拡大防止策の対応状況等を踏まえて、実施方法や実施時期等を判断し、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施すること。仮に延期等の措置をとる場合には、延期等により特定健康診査等を受診できない者に対し、別に特定健康診査等を受ける機会を設けること。
- 再度緊急事態宣言が行われた場合には、
  - ・ 集団で実施するものについては、緊急事態宣言の期間において、原則として実施を延期すること。ただし、特定健康診査等を実施する必要性や緊急性が高いと判断される場合には、感染拡大防止等に特に留意の上、緊急事態宣言の期間において特定健康診査等を実施しても差し支えないこと。
  - ・ 個別で実施するものについては、その実施時期や実施方法、実施の必要性や緊急性等を踏まえ、関係者や実施機関等と適宜相談の上で実施するかどうか判断すること。
- 特定健康診査等を実施する場合には、適切な感染拡大防止策等を講じた上で実施すること。
- 高齢者保健事業については、特に高齢者の場合、長期間の外出自粛により生活が不活発になる等の健康影響が危惧されること等を念頭に置きつつ、実施方法や実施時期等を判断し、関係者等と適宜相談の上で実施するよう要請。実施に当たって参考となる感染拡大防止策や留意点を提示。また、一部市町村における高齢者に対する支援策の現状や取組の工夫等について情報提供。

### 4. PCR検査、抗原検査の保険適用

#### （令和2年3月6日～）

- 新型コロナウイルス感染症の患者であることが疑われる者に対し新型コロナウイルス感染症の診断を目的として行った場合又は新型コロナウイルス感染症の治療を目的として入院している者に対し退院可能かどうかの判断を目的としたPCR検査を実施した場合に、医療保険を適用できることとした。

#### （令和2年5月13日～）

- 新型コロナウイルス感染症の患者であることが疑われる者に対し新型コロナウイルス感染症の診断を目的として抗原検査を実施した場合に、医療保険を適用できることとした。

#### （令和2年6月2日～）

- これまで保険適用となっていた検体に加え、唾液からの検体を用いてPCR検査を実施した場合も、医療保険を適用できることとした。

## 5. 診療報酬上の対応

### ①新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の特例的な対応

(令和2年4月8日～)

- **新型コロナウイルスへの感染を疑う患者**に、必要な感染予防策を講じた上で実施される**外来診療**を評価し、**院内トリアージ実施料(300点/回)**を算定できることとした。
- **入院を要する新型コロナウイルス感染症患者**に、必要な感染予防策を講じた上で実施される診療を評価し、**救急医療管理加算(950点/日、特例的に、14日間まで算定可能)**、及び**二類感染症入院診療加算(250点/日)**を算定できることとした。

(令和2年4月18日～)

- **重症の新型コロナウイルス感染症患者(※1)**について、特定集中治療室管理料等を算定する病棟に**入院している場合の評価を2倍に引き上げた。**
- **中等症の新型コロナウイルス感染症患者(※2)**について、**救急医療管理加算の2倍相当(1,900点)**の加算を算定できることとした。
- 医療従事者の感染リスクを伴う診療を評価し、人員配置に応じ、**二類感染症患者入院診療加算に相当する加算を2～4倍算定できることとした。**

※1 E C M O (対外式心肺補助) や人工呼吸器による管理等、呼吸器を中心とした多臓器不全に対する管理を要する患者      ※2 酸素療法が必要な患者

(令和2年5月26日～)

- **重症及び中等症の新型コロナウイルス感染症患者**について、専用病床の確保などを行った上で受け入れた場合、2倍に引き上げた評価をさらに**3倍に引き上げた。**また、中等症患者のうち、**継続的な診療が必要な場合**には、救急医療管理加算の3倍相当の加算について、**15日目以降も算定できることとした。** ※ 例：特定集中治療室管理料3(平時)9,697点 → 臨時特例(2倍)19,394点 → 更なる見直し(3倍)29,091点
- 診療報酬上の重症・中等症の新型コロナ患者の**対象範囲**について、**医学的な見地から引き続きI C U等における管理が必要な者を追加した。**
- **新型コロナウイルス感染症の疑似症として入院措置がなされている期間は、今般の感染症患者に対する特例的な取扱いの対象となることを明確化した。**

(令和2年9月15日～)

- **呼吸不全管理を要する中等症以上の新型コロナウイルス感染症入院患者の診療**について、3倍相当の救急医療管理加算をさらに5倍に**引き上げた。**

### ②初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施について(令和2年4月10日～)

- 時限的・特例的な対応として、初診から電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方をする場合には、**初診料214点(歯科については185点)**を算定できることとした。また、その際、医薬品の処方を行い、又は、ファクシミリ等で処方箋情報を送付する場合は、**調剤料、処方料、処方箋料、調剤技術基本料、又は薬剤料を算定できることとした。**
- 保険薬局において、保険医療機関から送付された処方箋情報に基づき調剤を行い、電話や情報通信機器を用いて服薬指導を行う場合について、**調剤技術料、薬剤料及び特定保険医療材料料を、(その他の要件を満たした場合)薬剤服用歴管理指導料等を算定できることとした。**
- **慢性疾患を有する定期受診患者**に対して、電話や情報通信機器を用いた診療及び処方を行う場合について、電話や情報通信機器を用いた診療を行う以前より、**対面診療において診療計画等に基づき療養上の管理を行い、管理料等を算定していた患者**に対して、電話や情報通信機器を用いた診療においても当該計画等に基づく管理を行う場合は、**月1回に限り147点(歯科については55点)**を算定できることとした。

※いずれも、中央社会保険医療協議会において了承

## 6. 診療報酬の概算前払い

(令和2年6月)

- 医療機関等への(独)福祉医療機構等の融資が実施されるまでの間の対策として、本来7月に支払われる5月診療分の診療報酬等の一部を6月に受け取ることを希望する医療機関等に対して、審査支払機関が概算前払いを実施。

# 健康保険料等の納付猶予状況

- 健康保険組合では、本年8月支払い時点でのべ2,856事業所に対して計235.9億円の納付が猶予されている。
- 全国健康保険協会では、本年8月28日時点で計1,050.3億円の納付が猶予されている。

【参考】納付猶予の特例の対象要件は以下のとおり。

- ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
- ②社会保険料を一時に納付することが困難であること

## 【健康保険組合の猶予状況】

猶予した健康保険組合数	123組合
猶予された事業所数	のべ2,856事業所
保険料猶予額	235.9億円

## 【協会けんぽの猶予状況】

保険料猶予額	1,050.3億円
--------	-----------

※数値は8月28日時点までの、協会管掌健康保険の健康保険料及び介護保険料の納付猶予額。

※報告件数：3月1,388組合中1,258組合、4月以降は1,389組合中それぞれ1,232組合（4月）、1,221組合（5月）、1,174組合（6月）、1,150組合（7月）、1,045組合（8月）

※数値は8月支払い分までの組合管掌健康保険の健康保険料及び介護保険料の納付猶予に係るもの。

# 健康保険組合における健康保険料等の納付猶予状況

	3月納付分 保険料	4月納付分 保険料	5月納付分 保険料	6月納付分 保険料	7月納付分 保険料	8月納付分 保険料	合計
猶予した 健保組合数	36組合	69組合	91組合	108組合	110組合	101組合	123組合
猶予された 事業所数	81事業所	313事業所	557事業所	658事業所	648事業所	599事業所	のべ2,856事業所
保険料猶予額	2.3億円	15.2億円	44.2億円	51.8億円	57.2億円	65.2億円	235.9億円
健康保険料	2.1億円	13.8億円	40.3億円	47.3億円	52.2億円	59.5億円	215.2億円
介護保険料	0.2億円	1.3億円	3.9億円	4.5億円	5.1億円	5.7億円	20.7億円

追納額	16.2億円
猶予残額	219.7億円

※報告件数：3月1,388組合中1,258組合、4月以降1,389組合中それぞれ1,232組合（4月）、1,221組合（5月）、1,174組合（6月）、1,150組合（7月）、1,045組合（8月）

※四捨五入の影響により、合計が合わない場合がある。

## 新型コロナウイルス感染症の影響による休業に伴う標準報酬月額の特例改定の延長等について

今般の新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言に伴う自粛要請等を契機として、休業に伴い所得が急減する被保険者が相当数生じている等の特別の状況に鑑み、令和2年4～7月に休業による所得の急減があった者について、通常の随時改定（4ヶ月後）によって算定した額によらず、より速やかに、現状に適合した形で翌月から標準報酬月額を改定するための特例措置を講じたところ。

※ 8月28日までに、約2万事業所から申請を受理し、約1.5万事業所約19万人について、特例改定を承認。

現在においては、緊急事態宣言は解除されたものの、現下の感染状況等を踏まえて、令和2年8～12月に休業による所得の急減があった者等についても同様の特例措置等を講ずることとする。

### (1) 新たに休業により急減月が生じた者についての特例

事業主から、以下の①～③のいずれにも該当する者について、休業により特に報酬に著しく低下が生じた者として届出があった場合には、当該休業により報酬が特に著しく低下を生じた月（急減月（1か月）（※1））に受けた報酬の総額を基礎として、その月の翌月から標準報酬月額を改定できる特例（※2・3）を設ける。

- ① 事業主が休業をさせたことにより急減月が生じた者（時間単位を含む。）であること
- ② 急減月に支払われた報酬の総額（1か月分）が、既に設定されている標準報酬月額に比べて、2等級以上低下した者であること
- ③ 本特例措置による改定に本人が書面で同意していること

※1 急減月は、**令和2年8月～12月の間**

※2 本特例措置においては、固定的賃金（日給等の基礎単価）の変動を伴わない場合も対象に含む。

※3 8～12月を急減月として特例措置による改定を受けた場合、休業が回復した月に受けた報酬の総額が2等級以上上昇したときには、届出を求め、固定的賃金の変動に関わりなく、当該報酬の総額に基づきその翌月から標準報酬月額の改定を行う。

### (2) 既に4月又は5月を急減月として特例改定を受けている者についての特例

事業主から、以下の①～③のいずれにも該当する者について、届出があった場合には、実際の報酬の減少の有無にかかわらず、8月を急減月とみなして、8月の報酬の総額を基礎として算定した標準報酬月額を、定時決定による算定額とする特例（※）を設ける。

- ① 4月又は5月を急減月として特例措置による改定を受けた者であること
- ② 8月における報酬の総額が、9月から適用される定時決定で算定される標準報酬月額よりも、2等級以上低い者であること
- ③ 本特例措置による改定に本人が書面で同意していること

※ （1）※3の届出は同様に必要。

# 新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免及び傷病手当金の対応実績について (国民健康保険・後期高齢者医療)

- 本対応実績は8月15日時点の数値を調査 ※数値については精査中
- 保険料減免について、
  - ・ 国民健康保険における令和元年度分の減免決定数は約9万件で、減免額は約31億円、令和2年度分の減免決定数は約13万件で、減免額は約240億円
  - ・ 後期高齢者医療における令和元年度分の減免決定数は約0.3万件、減免額は約0.5億円、令和2年度分が約0.3万件、減免額は約2.8億円
- 傷病手当金について、
  - ・ 国民健康保険における支給決定数は5.7百件、支給額は約5,200万円
  - ・ 後期高齢者医療における支給決定数は0.2百件、支給額は約123万円

## <国民健康保険>

○保険料減免  
(令和元年度分)

減免決定件数(世帯単位)	減免決定金額
9.4万件	31.1億円

(令和2年度分)

減免決定件数(世帯単位)	減免決定金額
12.5万件	240.0億円

○傷病手当金

支給決定件数	支給決定金額
5.7百件	5200万円

※数値は市町村国保、国保組合の合計

## <後期高齢者医療>

○保険料減免  
(令和元年度分)

減免決定件数(被保険者単位)	減免決定金額
0.3万件	0.5億円

(令和2年度分)

減免決定件数(被保険者単位)	減免決定金額
0.3万件	2.8億円

○傷病手当金

支給決定件数	支給決定金額
0.2百件	123万円

【参考】国民健康保険の被保険者は2,870万人(1,816万世帯)、後期高齢者医療の被保険者は1,722万人(平成30年3月末時点)

## 特定集中治療室管理料等に係る「簡易な報告」の現状について

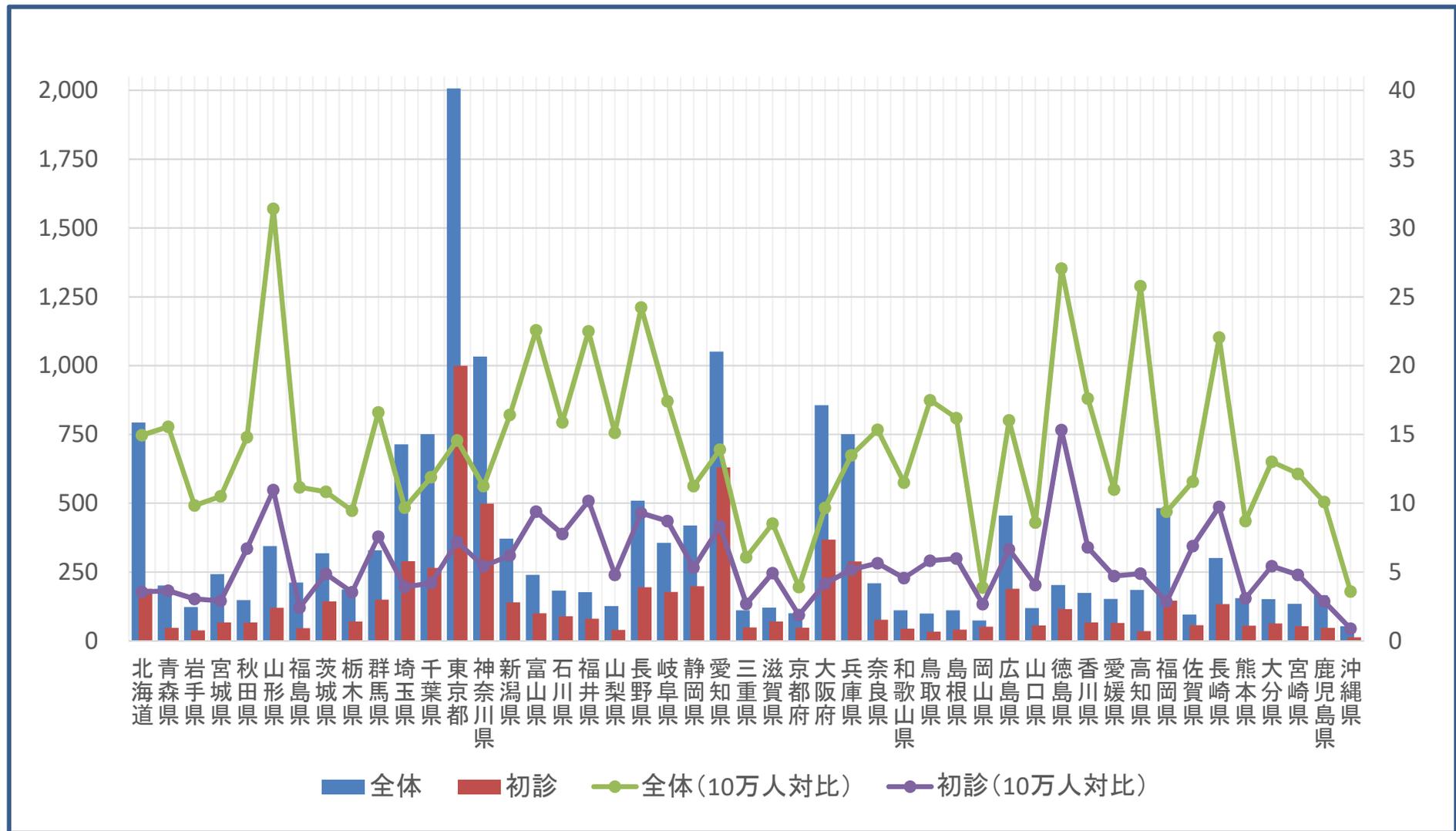
- 4月18日付け事務連絡により、新型コロナウイルス感染症患者の受入れのために、特定集中治療室管理料等と同等の人員配置とした病棟において、新型コロナウイルス感染症患者又は本来当該入院料を算定する病棟において受け入れるべき患者を受け入れた場合には、それぞれの入院料にかかる簡易な報告を行うことにより、該当する入院料を算定することができることとしたところ。
- 当該取扱いによる、特定集中治療室管理料等に係る簡易な報告の現状は、以下のとおり。

	4月18日 ～5月13日	5月14日 ～25日	5月26日 ～6月8日	6月9日 ～6月22日	6月23日 ～7月1日	7月2日 ～8月1日	8月2日 ～9月1日	9月2日 ～10月1日	累積
<b>ハイケアユニット入院医療管理料</b>	<b>1,991</b>	<b>959</b>	<b>1,032</b>	<b>225</b>	<b>218</b>	<b>326</b>	<b>652</b>	<b>101</b>	<b>5,504</b>
ハイケアユニット入院医療管理料 1	1,707	843	853	265	170	366	609	33	4,846
ハイケアユニット入院医療管理料 2	284	116	179	-40	48	-40	43	68	658
<b>救命救急入院料</b>	<b>336</b>	<b>173</b>	<b>112</b>	<b>26</b>	<b>13</b>	<b>179</b>	<b>-9</b>	<b>92</b>	<b>922</b>
救命救急入院料 1	182	113	42	0	8	53	-30	24	392
救命救急入院料 2	29	8	20	0	5	91	12	2	167
救命救急入院料 3	60	44	-2	6	0	-15	9	6	108
救命救急入院料 4	65	8	52	20	0	50	0	60	255
<b>特定集中治療室管理料</b>	<b>349</b>	<b>178</b>	<b>83</b>	<b>13</b>	<b>12</b>	<b>-83</b>	<b>132</b>	<b>29</b>	<b>713</b>
特定集中治療室管理料 1	26	106	88	-6	-14	-124	53	8	137
特定集中治療室管理料 2	24	14	21	0	12	0	0	0	71
特定集中治療室管理料 3	280	46	-14	19	14	47	67	21	480
特定集中治療室管理料 4	19	12	-12	0	0	-6	12	0	25
<b>総計</b>	<b>2,676</b>	<b>1,310</b>	<b>1,227</b>	<b>264</b>	<b>243</b>	<b>422</b>	<b>775</b>	<b>222</b>	<b>7,139</b>

# 時限的・特例的な取扱いに対応する医療機関の数（都道府県別）

令和2年8月6日  
第10回オンライン診療の適切な実施に関する指  
針の見直しに関する検討会 資料

## 医療機関数(全体・初診別、都道府県別、人口10万対比)7月末時点



※医療機関数は、7月31日22時時点の都道府県からの報告集計による。

※10万人対比は、2019年度 住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(平成31年1月1日人口)に基づき、各都道府県の人口10万人あたりの医療機関数